

アルゼンチンの移民に関する一考察

—— 19世紀中葉から第1次大戦前まで ——

いし 井 圭 子

- I はじめに
- II アルベルディの植民論
- III 初期移民——移民受入における二つの形態——
- IV 後期移民——地主・小作関係の展開——
- V おわりに

I はじめに

アルゼンチンは世界有数の移民受入国である。1821年から1932年の111年間に受け入れた移民総数は、アメリカ合衆国の3200万人に次いで世界第2位を占めている(第1表)。さらに注目しなければならないのは、アルゼンチンにおいては原住民の数が非常に少なく、全人口に占める移民の比率が高いことで、移民問題はアルゼンチン経済に少なからざる影響を与えてきた。

この国にヨーロッパ人が流入するようになったのは、1516年、ソリス(Juan de Solis)による発見以来ということになるが、その後の300年にわたるスペイン植民地時代にはそう大量な流入はみられなかった。それは、この国がスペイン重商主義にとって魅力ある貴金属や熱帯産品を産出しなかったことと深くかかわっている。南アメリカでも銀鉱山ポトシーをもつペルーへはスペイン本国からの官吏をはじめ、僧侶、鉱山探索家などかなりのヨーロッパ人が流入していたし、鉱山における原住民労働力の補充、代替としてアフリカ大陸からはるばる黒人奴隷が送り込まれていた。これに

対しアルゼンチンの場合は、北西地域がわずかにポトシー鉱山と交流をもち、家畜、衣料、食糧を供給していた(注1)程度で、それ以外の地域はほとんど地域間交易をもたなかった。このことは今日この国の心臓部ともいえるパンパ地域においても例外ではなかった。

それではスペインからの独立以降19世紀前半における移民流入はどのようなものであったか。当時、一部の政策担当者の間では主として二つの理由から移民受入の重要性が認識されていた。それはまず第1に広大な国土の経済開発であり、第2にはそのための独占的で制約的なスペイン植民政策残存物からの解放であった。その例として、リバダビヤ大統領(Bernardino Rivadavia)の下で1824年移民委員会が設置され(注2)、また、耕作者の手に土地を取り戻そうという意図から永代借地法(Ley de Enfitéusis)(注3)の制定などが行なわれた(注4)。しかしながら19世紀中葉までの時期においては、第2表にみるとおり、アルゼンチン人口の絶対数はそう大幅に増加しておらず、19世紀後半1000人あたり30人の年平均増加率であるのに対して19世紀中葉までは20人程度である。このことから移民流入数は19世紀後半に比べるとあまり大きくはなかったといえる。それはどういう事情によるものであろうか。当時、アルゼンチンはスペイン植民地支配から独立したとはいえ、一つの統一国家としてまとまりうる国内的社会経済基盤が存在せず、

第1表 上位5カ国における移民受入総数
(1821~1932年)

国名	受入総数単位(人)
アメリカ合衆国	32,244,000
アルゼンチン	6,405,000
カナダ	5,206,000
ブラジル	4,431,000
オーストラリア	2,913,000

(出所) Germani, G., *Política y Sociedad en una Epoca de Transición*, Bs. As., 1962, Editorial Paidós, p. 198.

第2表 アルゼンチンの人口増加

年次	人口(人)	増加数(人)	年平均増加率(1000人につき)
1797	311,000		
1809	406,000	95,000	22.1
1819	527,000	121,000	25.9
1837	675,000	148,000	13.7
1860	1,210,000	535,000	24.7
1869	1,737,076	527,076	39.7
1895	3,954,911	2,217,835	30.0
1914	7,885,237	3,930,326	34.9
1947	15,897,127	8,011,890	20.4
1960	20,008,945	4,111,818	17.6

(出所) Ferrer, *op. cit.*, p. 227. ただし1797~1860は推定。1869~1960は National Census より。

諸州間そして隣接諸国間にはたえず抗争が発生し、また原住民勢力に抗して支配圏拡大の争奪戦などがくり広げられていた。経済開発にとって「重大かつ急を要する重要事項」(註5)として時の政策担当者が十分認識していた移民の受入も、こうした国内の政治社会問題に忙殺される中で当面の政策課題からはずされていた。前述したリバダピヤによる Enfitensis 法が制定後1年を経ずして廃案になってしまった(註6)のも、こうした背景の中で、移民受入による経済開発実現の準備が十分整っていなかったことを示すものであろう。さらにもう一つ、移民流入において考えなければならないのは、母国での生活状態とアルゼンチンで予想されるそれとの比較であり、この時期においては未だ後者を選択させるだけの条件が双方ともに整っていなかったのではあるまいか。というのは、

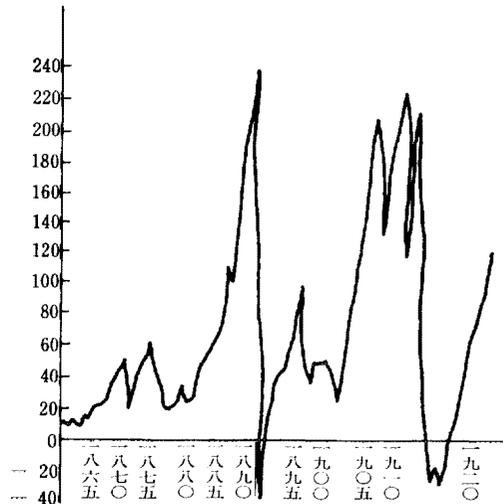
第3表 移民の主要国籍別比率
(1857~1958年)(%)

年次	イタリア人	スペイン人	ポーランド人	その他	合計
1857~1860	79	21	—	—	100
1861~1870	65	21	—	14	100
1871~1880	44	29	—	27	100
1881~1890	57	21	—	22	100
1891~1900	62	18	—	20	100
1901~1910	45	45	—	10	100
1911~1920	12	68	—	20	100
1921~1930	42	26	13	19	100
1931~1940	33	—	58	8	100
1941~1950	66	29	4	1	100
1951~1958	58	34	—	8	100
1857~1958	46	33	4	17	100

(出所) Germani, *op. cit.*, p. 184 (原資料は Dirección Nacional de Estadística より)。

第1図 アルゼンチンへの移民の流入
(1860~1920年)

(単位: 1000人) (移民の流入—流出)



(出所) Scobie, J. R., *Argentina: A City and a Nation*, New York, Oxford Univ. Press, 1964, p. 276.

受入国においては経済面だけでなく政治的、社会的不安が大きく、また主たる移民供給国であるイタリア、スペイン(第3表)においては農業生産が未だロシアや新大陸の食糧輸出から決定的打撃を被むる段階に至っていなかったからである(註7)。

次に19世紀後半についてみていこう。第1図か

らもわかるように、年間流入数は19世紀中葉以降急速に増加し、それは受入国、流出国の景気変動、世界大戦などの影響による振幅を描きながらも、ほぼ一貫している。こうした事実からアルゼンチン経済にとって移民労働力が重要な意味をもつようになったのは19世紀中葉以降であろうと思われるので、本稿では1850年代以降、第1次大戦前までの時期を対象に、移民問題をアルゼンチン経済の変容との関連においてみていくことにしたい。

本論の構成は以下のとおり。IIにおいて19世紀中葉の初期移民受入の政策がいかなる思想的基盤をもつものであったか。それを探る手がかりとしてアルベルディ (Juan Bautista Alberdi) の植民論を検討する。IIIでは具体的な移民政策の内容と移民の生産活動について農村に焦点をおいてみていく。IVでは植民村が増設されるなかで移民と土地所有の関係はどのように変容していったか。土地会社、大土地所有者による投機的な土地売買、土地集中化傾向との関連でおさえていく。最後にVにおいて対象時期における移民がアルゼンチン経済の中でどのような位置を占め、それがフロンティア開発とともにいかなる変容を経験したか、この点について総括的検討を行ないたい。

(注1) Ferrer, A., *The Argentine Economy*, Berkeley, Los Angeles, Univ. of California Press, 1967, p. 26.

(注2) Platt, D. C., "British Agricultural Colonization in Latin America," *Inter-American Economic Affairs*, Vol. 18, No. 3 (Winter, 1964), p. 5.

(注3) この法律は1826年に国会の承認を経て成立した。リバダヴィアは1822年にもリバダヴィア政令を制定し、耕作しない者の手に土地集中がおこることに反対して国有地の譲渡を禁止した。

(注4) Fienup, D., R. Brannon, & F. Fender, *The Agricultural Development of Argentina*, New York, F. A. Praeger, 1969, p. 238.

(注5) Jefferson, M., *Peopling the Argentine*

Pampa, New York, American Geographical Society, 1930, p. 42.

(注6) Fienup, and others, *op. cit.*, p. 298.

(注7) 19世紀前半特にイギリスの穀物条令廃止後はナポリ港からかなりの量に上る小麦がイギリス向けに輸出されていた(竹内啓一「イタリアにおける『南部問題』の起源と問題の展開—イタリア南部研究のための序説」『経済地理学』, Vol. 7, 1961], 43~44ページ)。

II アルベルディの植民論

ここにとりあげるアルベルディのアルゼンチンにおける思想的影響力については、主著 *Bases* (略称) の第1版が1852年チリで出版されて以来、今日に至るまでその増版が続いていることから幾分推察できるであろう(注1)。アルベルディはアルゼンチンが独立への気運に燃えたぎっていた1810年4月29日、内陸部のツクマン州(第2図)に生まれた。ローサス独裁政権の時代、チリに亡命し、ローサス政権打倒の運動に加わり、1852年ウルキーサ政権成立の下で、自ら国家統一、経済開発の難題に取り組んだ。アルゼンチン憲法(1853年)起草への参加もその一例である(注2)。その間の文筆活動は実に多岐にわたり(注3)、植民論に限定してかれを語ることはあまりに一面的になってしまう危険性があるが、ここではかれの植民論を検討してみたい。

かれの植民論に関する著作としてはまず何よりも *Bases* をあげることになるが、ここでは経済学の分野での主要著作 *Estudios Económicos* をも合わせて考察の対象としたい。

まずはじめに、アルゼンチン経済の発展像からみていこう。*Estudios Económicos* の冒頭においてかれは次のように語る。「南アメリカでは豊かな大地に貧しい人々が住んでおり、他方ヨーロッパでは貧しい土地に裕福な人々が住んでいる」(注4)。この一見素朴な事実認識がかれの経済政策論における基礎となり、与えられた自然環境のちがいが

第2図 アルゼンチン州別図



(出所) Scobie, J. R., *op. cit.*, p. 9.

経済発展の道における相違を生むという考え方につながっている(註5)。ヨーロッパ先進諸国は潤沢な労働力と資本を活用することにより工業化を進め、経済を発展させてきたのに対し、南アメリカの場合はヨーロッパと同じ道を歩むのではなく、広大かつ豊かな土地を利用して農牧業を育成していく道を選ぶべきで、その結果として経済合理性にかなった国際分業体制が確立すると考える。したがって南アメリカにおける工業化には全く否定的で「ヨーロッパ工業に対抗して南アメリカに工業を育成することは、ドンキホーテが水車に挑むと同様、狂気の沙汰である」(註6)とまで断定している。かれは当時イギリスを中心に浸透していた自由貿易主義の支持者で、アルゼンチンも国際分業

体制の一環に加わることによってはじめて経済発展の道を切り開くことができると確信していた。これは一つには過去のスペイン重商主義政策およびその残存に対する強い批判からでてきたもので、南アメリカにおける貧困の原因は他ならぬスペイン本国による貿易独占、貴金属掠奪の政策にあり、3世紀にわたる植民政策は「好戦的、宗教的、非経済的」(註7)であって、経済開発には何ら寄与するところがなかったとしている。それは労働生産物の浪費、掠奪により資本蓄積を阻んだだけでなく、鉱山の採掘に原住民、黒人を奴隷として酷使し、その結果労働は奴隷のものという労働蔑視の観念を植えつけ、さらには南アメリカの独立阻止のため、故意に教育の機会を奪い南アメリカ人を無知のままに放置した。こうして質のよい労働力は創出されず、自生的経済発展の芽は摘みとられてしまった。以上のことはピューリタニズムの洗礼を受けた勤勉な人々の入植から始まった北アメリカとの間に大きな格差を生んだとする。

それではアルゼンチンはこれからの経済発展のために具体的にどのような経済政策を必要とするであろうか。当時すでに輸出産業の中心であった牧畜業に加え、新たに農業を育成することが重視され、資本と労働力が不可欠の要素となる。その結果外資導入と移民受入が強調されるのであるが、ここでは後者についてみていくことにする。

「20万レグアの土地と80万の人口からなる国はいかなる名称に値するか。それは砂漠である」(註8)と自問自答するアルベルディは、アルゼンチンにおける労働力問題を次の2点から考える。その第1は土地面積に比較して人口の絶対数が少ないこと、第2はヨーロッパ文化の消費面のみが模倣された結果、怠惰な国民性が浸透し規律ある労働に耐えられないこと。すなわち労働力の必要性は量、

質の両面から考察され、移民受入数の増加だけでなく、質のよい労働力を求めているのである。それでは質のよい労働力とは何か。第1に労働の習慣が身につく、継続的に就業できること、第2に労働の目標に対し単に習慣的に反応するだけでなく、研究心に富んでいること、第3に植民地の制約的、独占的緊縛から解放され自由であること^(註9)などの条件を列挙している。「すべての労働力が富の源泉ではない。(中略——引用者) エジプトやペルシャ、ブルガリヤにも労働力はある。そしてアメリカ(南アメリカ——引用者)自身も奴隷労働力をもつ。しかしこれらの国々はその労働力の結果としてまた産物としての富を所有しているわけではない」^(註10)というアルベルディがアルゼンチンに必要と考えたのは、規律ある労働の習慣と教育、技術訓練を受けた近代的労働力であった。こうした選択基準の背景にはヨーロッパ人の優越と南アメリカ原住民劣等という観念が存在していた。南アメリカに生まれても「スペイン語を話し、Pillan(原住民の神——引用者)でなくイエスキリストを信ずるわれわれ」はヨーロッパ的であり、「ヨーロッパでないものはすべて野蛮である」^(註11)と。このようにみえてくると、アルゼンチンが常に労働力不足を訴えながら、一方でヨーロッパ移民を受け入れ、同時に他方では原住民の掃討をくり返してきた理由がわかるであろう。19世紀中葉のアルゼンチンにはかなり広範囲に原住民の支配圏が存続しており、河川交通が利用できないところではまさに陸の孤島の状態の下で原住民の急襲に備えなければならなかった。そうした辺境地において農耕地を開拓することは大変な難事で、くわと鉄砲をもった農業移民が必要とされたのであった。

こうしたアルベルディの植民思想は1853年、アルゼンチン初の憲法からも読みとることができ

る。そのいくつかをみてみよう。

まず移民受入の奨励は第25条に次のように書かれている。「連合国政府はヨーロッパ移民を奨励し、土地の耕作、産業の改善そして知識や技術の紹介および教育を目的として外国からアルゼンチン領土へ入国する者に対しては、それを抑制、制限することはできないし、またいかなる税をも課すことはできない」^(註12)。入国した外国人はアルゼンチン市民に保証された市民としての諸権利を享受し、産業、商業に従事する権利、航行の自由を与えられた。また連合国内に継続2年以上居住する者は帰化申請の資格を取得^(註13)し、帰化人には兵役免除という特別優遇措置の規定がある。次に第104条には「司法、経済的利益すなわち産業、移民、鉄道、運河の航行、州所有地における植民、新産業の導入および再設、外資導入、河川調査、の目的のために州は独自の条令を設けることができる」^(註14)と規定されている。この条文からわかるように植民政策に関しては国だけでなく州政府も関与するが、国有地への植民を除いて、実際には国よりも州がその主体者となる場合が多かった。というのは、連合国政府と諸州政府との関係が密でなく、特にブエノスアイレス州との間には対立、反目が続き、1862年までブエノスアイレス州は連合国政府(実質的には同州を除いた諸州連合政府)には加わっていなかった。また連合国政府は原住民支配圏の争奪という難問をかかえており、19世紀中葉においては連合国政府の指導の下、一貫性ある植民政策を実施する素地が生育していなかったと考えなければなるまい。こうして移民受入の政策は、1853年憲法を一応の大枠として基盤におきながらも、実際には各州政府が受入主体となって諸々の優遇措置を立案、実施していくことになった。次にこの点についてみていこう。

(注1) Alberdi, J. B., *Bases*, Santa Fe, Librería y Editorial Castellví S. A., 1963, pp. 21~23. 1852年チリでの出版以来、ブエノスアイレス、フランス等での増版がなされ、現在 *Bases* として読まれている *Bases y puntos de partida para la organización política de la República Argentina* は1858年第4版として出版されたもの。

(注2) アルベルディは、1884年パリで客死するまでの74年間をアルゼンチン建国に捧げたといっても過言ではないほどの思想的影響力をもった人物である。

(注3) かれの著作全集は全16巻、1895年~1901年にかけて出版され、その内容は政治、経済、外交、社会問題等実に広範囲に及んでいる (Chavez, F., *Alberdi y el Mitrismo*, Bs. As., Editorial A. Peña Lillo, 1961, pp. 32~33)。

(注4) Alberdi, J. B., *Estudios Económicos, Obras Escogidas* Tomo X, Bs. As., Luz del Día, 1956, p. 7. なお執筆年次は定かでないが、1870年代後半であろう。

(注5) アルベルディはヨーロッパ先進諸国と南アメリカなどの後進諸国とを区別し、経済学をも、前者のようにすでに富をもつ国の「富の研究」と後者のまだ富をもたない国の「貧の研究」とに大別して考える。*Estudios Económicos*は後者に属する。そしてかれの政治経済学が意図するのは「国家の偉大さと権力の増大をはかる」ことであり、南アメリカの貧困の原因を究明し、その打開策を提起することが課題とされる。この意味で政策提起論的色彩が濃い。

(注6) *Ibid.*, p. 92.

(注7) *Ibid.*, p. 78.

(注8) Alberdi, *Bases*, p. 163.

(注9) Alberdi, *Estudios Económicos*, pp. 434~435.

(注10) Alberdi, *Ibid.*, p. 435.

(注11) Alberdi, *Bases*, p. 64.

(注12) *Ibid.*, p. 22.

(注13) 1853年憲法第20条 (*Ibid.*, p. 223.)。

(注14) *Ibid.*, p. 245.

III 初期移民

——移民受入における二つの形態——

具体的な移民受入措置の内容に立ち入る前に、

アルゼンチンにおける移民流入の特色をいくつかおさえておこう。

まず移民の出身国については第3表ですでに示したようにイタリア人、スペイン人が中心で、19世紀中葉以降、1930年代を除いては全体の7割以上を占めている。このことから、アルゼンチンへの移民はアルベルディの植民思想に現われた、技術と資金をもち産業革命の洗礼を受けた北ヨーロッパ人ではなく、むしろ当時ヨーロッパにおいて経済の後進地域であった南部ヨーロッパからの流入であったことがわかる。そして主要な移民供給国イタリアは、国内における北部と南部の不均衡発展に加えて、新大陸からヨーロッパ市場への穀物輸出拡大による南部農業の衰退により、19世紀末葉から南部農業移民を大量に国外へ排出し^(注1)、20世紀初頭におけるアルゼンチンへの流入数においても、南部イタリア人が北部イタリア人を上まわるまでになった^(注2)。

次に第4表はアルゼンチンにおける移民の就業分野別百分率であるが、1890年まで農業(牧畜業も含む)が7割強を占めている。それが19世紀末から20世紀初にかけて非農業部門が農業を上まわり、以後その傾向が顕著になってきている。このことから、農業移民として開始された初期移民の形態が1892年代を境に一つの変化を呈してきていることに気付く。これは後述するように、農業部門における生産構造の変化に大きくかかわっていると思われる。

次に移民の地域別分布をみてみよう。第5表はパタゴニヤ、北部諸州の入植開発の進展により、それ以前に比べて移民の流入先が地域的分散化傾向を示し始める1890年から1909年を対象としているが、流入先としてはやはりパンパが圧倒的に多く85%に及んでいる。その内訳は、ブエノスアイ

第4表 移民の就業分野(1857年~1954年)(%)

時 期	農 業	農 業 以 外
1857~1870	76	24
1871~1890	73	27
1891~1910	48	52
1901~1924	30	70
1934~1939	39	61
1940~1945	20	80
1946~1954	41	59

(出所) Germani, *op. cit.*, p. 189 (原資料は Dirección Nacional de Estadística より).

第5表 移民の地域別分布(1890~1909年)

州 名 (准州を含む)	流 入 数 (人)
首 都	27,763(2.8%)
ブエノスアイレス	361,102(38.0%)
サンタフェ	275,132(29.1%)
コルドバ	89,964(9.5%)
パンパセントラル	15,287(1.6%)
エントレリオス	37,772(4.0%)
コリエンテス	4,149
サンルイス	5,649
サンチャゴデルエステロ	4,821
メンドサ	62,941(6.6%)
サンファン	11,354
ラリオハ	734
カタマルカ	880
ツクマン	24,940(2.6%)
サルタ	4,931
フフイ	4,213
ミシオネス	6,659
フォルモサ	1,037
チャコ	2,055
ネウケン	632
リオネグロ	2,758
チュブト	3,005
サンタクルス	964
ティエラデルフエゴ	568
合 計	949,310

85.0%

(出所) Alsina, J., *La Inmigración en el Primer Siglo de la Independencia*, Bs. As., Felipe S. Alsina, 1910, p. 35.

レス州38%, サンタフェ州29.1%と、この2州で60%を上まわっている。一方植民地時代にペルーとの交易で栄えたツクマン、メンドサ両州は、その中心産業である砂糖業およびぶどう酒醸造業が労働力の供給をヨーロッパ人でなく、主として土着のそれに求めたこともあって、流入率はそれぞれ2.6%, 6.6%と低い。このような移民吸収力の差

異は、アルゼンチンのように移民流入数がきわめて多い国においては、人口の地域分布の差異として如実に反映するところとなった。第6表は1869年第1回センサス以降の州別人口分布を示すものである。首都、ブエノスアイレス州、サンタフェ州、エントレリオス州、コルドバ州、それに当時まだ准州 (territory) であったラパンパを加えたパンパ地域の人口が全体に占める割合は、1869年57.3%, 1895年67%, 1914年73.7%と急速に増加している。こうしたことから、アルゼンチン経済の中心がかつて栄えていた北西内陸部諸州から19世紀にはいってパンパ地域に移ってきたことが推察できる。

また人口増加を州別にみても、絶対数にお

第6表 州別人口分布

州(准州)名	1869	1895	1914
首 都	284,909	663,854	1,575,814
ブエノスアイレス	400,169	921,168	2,066,165
サンタフェ	135,687	397,188	899,640
エントレリオス	185,848	292,019	425,373
コルドバ	270,274	351,223	735,472
ラパンパ	—	25,914	101,338
コリエンテス	171,802	239,618	347,055
サンルイス	59,087	81,450	116,266
サンチャゴデルエステロ	135,574	161,136	261,678
ツクマン	135,475	215,472	332,933
メンドサ	89,270	116,136	277,535
サンファン	75,314	84,450	119,252
ラリオハ	55,847	69,502	79,754
カタマルカ	82,383	90,161	100,391
サルタ	105,679	118,015	140,927
フフイ	43,731	49,713	76,631
チャコ	—	10,422	46,274
チュブト	—	3,748	23,065
フォルモサ	—	4,829	19,282
ロスアンデス	—	—	2,487
ミシオネス	—	33,163	53,563
ネウケン	—	14,517	28,866
リオネグロ	—	9,241	42,242
サンタクルス	—	1,058	9,948
ティエラデルフエゴ	—	477	2,504
マルティンガルシア島	—	—	783
合 計	2,231,049	3,955,110	7,885,237

(出所) Ernesto Tornquist & Co., Ltd., *Economic Development of the Argentine Republic in the Last Fifty Years*, Bs. As., Ernesto Tornquist & Co., Ltd., 1919, p. 8.

いて首位にたつブエノスアイレス州の増加もさることながら、増加率という点ではサンタフェ州が他州を抜き出ている(註3)。このサンタフェ州は19世紀中葉において農業移民の入植がアルゼンチンで最初に始められたところである。第7表にみるように小麦においては1870年代後半、輸入国から輸出国へ転じたが、サンタフェ州はその主たる供給地となった。第8表にみるように小麦の生産において、同州は20世紀初頭までほぼ首位を占めている。このようにサンタフェ州を中心とする穀倉地帯の形成は、小麦の主要積出港ロサリオの発展をもたらし、パラナ川河口に位置するロサリオ市は「1851年人口わずか3000人であった」のが「19世紀末には10万人(註4)」の、ブエノスアイレス港に次ぐ大貿易港に成長していた。そしてアルゼンチンにおける開発鉄道の代表ともいえるセントラル・アルゼンチン鉄道(Central Argentine Railway)は、1870年にロサリオ港とコルドバを結んでいる。鉄道網の延長は移民受入および生産物輸送の両面で植民村の発展に大きな役割を果たしたといえるが、ここでその地域分布をおさえておくことにしよう。第9表は鉄道建設において地域的分散化傾向が現われ始めた1917年の時点における州別鉄道走行距離を示すものであるが、ここでもパンパ地域への集中度は高く、全体の70%余を占めている(註5)。

以上から、アルゼンチンへの移民流入はパンパ地域を中心に主として農業生産に従事する形で開始され、19世紀末葉以降小麦輸出国としての発展の基礎を築いたと考えられる。そして移民の入植と鉄道を中心とした輸送網の建設とは、アルゼンチンの経済発展にとって相互補完関係にあった。

それでは次に移民の受入措置についてみていくことにしよう。実質的な受入主体が、州有地にお

第7表 主要輸出産品

年	年平均額 (100万 ペソ)	輸出産品構成(%)			合計 (%)
		牧畜産 品	農産品	その他	
1871~74	95	95	—	5	100
1875~79	106	93	2	5	100
1880~84	139	89	7	4	100
1885~89	209	81	16	3	100
1890~94	233	66	29	5	100
1895~99	299	64	31	5	100
1900~04	499	49	46	5	100
1905~09	761	39	58	3	100
1910~14	980	45	51	4	100

(出所) Scobie, *op. cit.*, p. 277.

第8表 各州別小麦生産(1891~1911年)

年	合計 (1000 トン)	州別割合(%)				
		サンタ フェ	ブエノス アイレス	エントレ リオス	コルド バ	ラパン パ
1890~91	850	59	14	15	7	—
1894~95	1,600	42	26	12	15	—
1899~00	2,750	40	33	7	16	—
1904~05	4,100	24	49	5	17	1
1909~10	3,550	14	37	4	34	9
1910~11	3,950	13	42	3	32	8

(出所) Scobie, *op. cit.*, p. 173.

第9表 州別鉄道キロ数とその割合(1917年)

州(准州) 名	キロ数	その割合(%)
首都	124	0.3
ブエノスアイレス	13,188	36.3
サンタフェ	5,160	14.2
エントレリオス	1,482	4.1
コルドバ	4,349	12.0
ラパンパ	1,425	3.9
サンファン	360	0.9
コリエンテス	924	2.5
サンルイス	965	2.7
メンドサ	1,222	3.4
サンチャゴデルエステロ	1,493	4.1
カタマルカ	634	1.7
ツクマン	826	2.3
ラリオハ	655	1.8
サルタ	466	1.3
フフイ	530	1.5
リオネグロ	862	2.4
ネウケン	192	0.5

(出所) Ernesto Tornquist & Co., Ltd., *op. cit.*, p. 121.

いては州政府、国有地(註6)においては国家政府であり、受入政策全般にわたり国家政府が指導、監

督にあたらなかったこともあって、受入状態は各地域間でかなりの相違を生むことになった。ここではまず、各受入措置にほぼ共通していたと考えられる点からみていくことにする。

当時の州財政、国家財政は一方で増収の道に限られているにもかかわらず、他方支出の方は軍事費をはじめとして膨張を重ね、その内実はすこぶる脆弱であった。プエノスアイレス州のように最大の貿易港をもち関税収入が豊富などころでも例外ではなく、そのため、移民受入のために支出する資金を捻出することは非常に困難であった。そこで一般的によく用いられたのが移民に対する課税免除の策であり、この方法なら既存の財源を打ち切ることなく、また財政支出を膨張させることもなく実施できた^(註7)。次に移民に対して住居、農機具、家畜、種子、生活資金が支給されることがあったが、各植民計画により内容は異なっていた。渡航費の支給は一時的に多額の出費を強いるので州政府が賄うことはまれであり、移民斡旋業者がそれを移民に貸与し、入植後、収穫物の中から返済することになっていた^(註8)。当時入植の対象になったのは荒涼たる未開地が多く、自然災害に加えて原住民の襲撃に脅かされるなどその生活環境はかなり厳しいもので、自家消費を満すだけの収穫をあげるのさえ長い歳月と辛苦に耐えた労働が必要であった。事実、入植初期の19世紀中葉には、いなごの大群、干害、原住民による焼打などで一入植村全滅という憂目にあった例はまれではなかった^(註9)。こういう状況の下で渡航費を前貸し、その後の収穫の中から支払わせるという方法では入植が不成功に終わった場合、その返済は不可能になってしまい、移民斡旋業者としては大変なリスクを負うことになる。そうした危険を補償するものが他ならない州政府から斡旋業者へ

の土地提供であった。そして多くの場合、河川沿いの輸送に便利な地域が選ばれ、それもあり広い面積の土地が譲与されたようである。譲与された時点ではほとんど経済的価値を持たないような土地が多かったが、入植が進み、鉄道網が拡張されるに伴って地価は上昇していき、1880年代後半以降の土地投機ブームの中でそれは莫大な利益をもたらす源資になっていった。

次に地域的にかなりの差異が現われたと思われる移民と土地所有との関連についてみていこう。移民が入植後土地所有者になれるかどうか、この点はその地域の開発程度、農牧畜業の種類、従来からの土地所有制度など、州の経済構造に深い関係をもつことになる。たとえば開発の歴史が古い北西内陸部諸州と、移民の入植により初めて本格的な開発が推進されたパンパに代表されるようなフロンティアを広範に持つ地域とでは、移民が土地所有者になる可能性はかなり異なっていたと考えなければならない。開発の古い歴史をもつ北西内陸部の中心地、ツクマン、メンドサ両州における耕作面積拡大のテンポは、1872～1895年の23年間にそれぞれ4倍、2倍と非常に緩慢^(註10)である。これは新たに移民を受け入れ、土地所有権まで与えて未開地を切り開くほどの大幅な増加ではない。そこでは従来からの土地所有制度の下に移民は単なる労働力提供者として組み込まれていくだけであり、19世紀中葉以降の移民流入が契機になってこの地域の生産関係を大きく変えたとは考えられない^(註11)。それに対して原住民支配圏から獲得したフロンティアを広範にもつ地域では、未開地の開発のために移民を入植させることが重要な課題であり、そのためには、移民の間に深く浸透している土地所有への夢と合致する公有地分与の政策が有効となった。その場合、移民にとって土

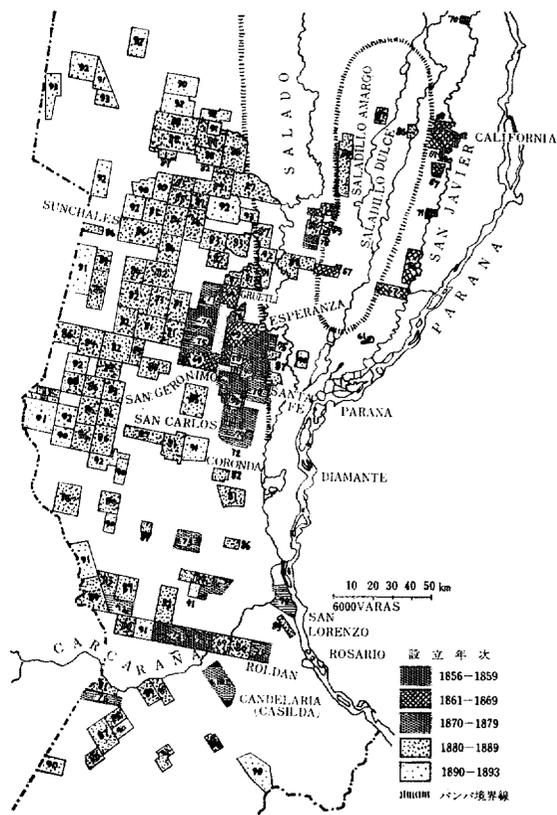
地所有者になれる可能性は大きかったといえる。

こうしたフロンティアにおいて移民が土地所有者になる機会は初期植民の段階において特に著しかった。しかしながら19世紀末葉になると事情がかなり変化し、自作農創設の方向は土地会社の投機的な土地売買の介在により押し曲げられ、1880年代新たにフロンティアに加えられた北部のチャコ、南部のパタゴニア地方は入植開始時から土地会社、大土地所有者の介入するところとなった。

このように、移民と土地所有の関係は地域的、時期的にかなりの相違を示しているが、移民受入の本来の目的である未開地の開発という観点からいえば、前述したフロンティアにおける二つの形態が重要な課題となると思われるので、以下この点に問題をしばって試みていくことにする。19世紀末以降については次節に譲ることとし、ここではパンパ、なかでも初期農業移民受入において中心となったサンタフェ州に焦点をあわせることにする。

1850年代初め、いまだ移民の入植が開始される以前のサンタフェ州は、その土地の肥沃度についていろいろ語られながらその多くは現実の生活には何ら経済的意味を持ちえない荒地で、当時「1平方リーグ(約2700ヘクタール——引用者)の地価が10ポリビアーノ」^(註12)程度であったといわれている。こうした土地に次々と植民村が建設されていたわけであるが、その建設の実態は第3図にみられるように、その初期にあつては水運の利用できる河川沿岸が中心であった。しかし何といても陸上輸送手段が未発達で、多くの場合他地域と切り離された陸の孤島の状況にあった。そのため自給自足的な生活が根をおろした初期においては原住民襲撃に対する軍隊の派遣も不十分で、自衛的村づくりが強いられる結果になった。1865年か

第3図 サンタフェ州における入植の進展



(出所) Jefferson, *op. cit.*, p. 73.

(注) □内の数字は設立年次を示す。

ら1884年にかけての植民村建設の進展状況は第10表にみるとおりである。

ここでサンタフェ州最初の農業植民村エスペランサの入植条件をみてみよう。第11表にその主要なものをまとめてみたが、これによると入植者が農業生産を開始するに必要な最低限の条件しか整えられておらず、全くの未開地で原住民の襲撃を覚悟しながらの生産は並大抵のことではなかったと推察される。入植後2年間は凶作に見舞われ、59年になってやっと農業生産が軌道に乗り始めた。渡航費の完済に加えて、継続5年間の耕作の後1862年になって、やっと土地所有権を獲得した。その

第10表 サンタフェ州における農業植民村の進展（1865～1884年）

	1865年	1872年	1878年	1882年	1884年
農業植民村数	3	32	51	85	90
住民数(人)	3,000	16,765	24,293	54,860	68,816
土地面積(ha)	50,216	200,880	355,085	986,604	1,036,696
耕作面積(ha)	—	62,548	94,617	232,307	362,258

(出所) Fuchs, *op. cit.*, p. 45.

第11表 エスペランサの入植条件

入植年次	1856年1月～5月(第1回)
植民幹旋業者州による優遇措置	Aaron Castellanos (サンタフェ州政府との間に契約を結ぶ) <ul style="list-style-type: none"> ・1家族に対し家屋, 農器具, 家畜(馬, 役牛各2頭, 乳牛7頭, 雄牛 bull 1頭) 種子を提供。 ・1家族につき若干の生活資金を支給(返済義務あり) ・5年間すべての課税免除。 ・兵役免除。
土地提供	・200家族に対し7平方リーグ(約18,907 ha)の土地を準備(共有部分を含む) 農地は1家族あたり1区画(20平方クアドラ, 約33.74 ha)*があてられ, 5年間の耕作後所有権を付与。
渡航費	Castellanos が貸与。 入植後の収穫の中から支払うこと。
幹旋業者への土地提供	州政府よりバラナ, サラド河沿岸に位置する32平方リーグの土地が無償譲与。

(出所) Jefferson, *op. cit.*, pp. 52～64 より作成。

(注) * Hiller, G., *Einwanderung und Kolonisation in Argentinien*, Berlin Dietrich Reimer, 1912, p. 19.

時この地域の耕地価格は1区割(約33.74ヘクタール——引用者)につき600～800ポリアーノに上昇していた^(註13)。しかしここで問題となったのは一家族あたりの所有面積であった。というのは、同一作物を継続して栽培することは地力維持の点から望ましくなく、穀物、牧草、休閒の輪圃式利用方法が理想とされ、この観点からこの地域における一家族の生活維持に最低必要な面積は3区割(101.2ヘクタール)とされていたからである。入植村内における土地拡大が困難な場合は広い土地を求めて村を去る人々も現われたが、3区割輪圃式を採用できた入植者の数はそう多くはなかったと考えなければならない。

エスペランサはサンタフェ市とは40キロメートル離れたところに位置し、水運の便はよくなく自給自足的な村づくりが進められていたが、1883年

にサンタフェ市と鉄道で結ばれたことにより以後の作物作付に若干の変化が現われた。小麦作付への集中はその一つであろうが、この点は各作物の商品価値と鉄道会社の運賃政策との関連で他の機会に論じたい。

エスペランサの植民例は初期、ことにサンタフェ州のようなフロンティア的色彩の濃い地域において代表的であると考えられ、入植5年後の土地無償譲与は他の植民村においても行なわれた。サンタフェ州は、1857年から1865年の間に200平方リーグ(約5400平方キロメートル——引用者)に上る土地を植民、軍事などの目的で無償提供したといわれている^(註14)。提供された土地面積の大小はあれ、当時フロンティア開発を意図する各州政府においては、移民に対する無償の土地提供は一般的に用いられた手段であった。

しかしながら、何年間かの耕作の後、土地所有権を獲得できた初期の入植形態が、開発の進展につれて変化し始めた。それは、移民による未開地の開発が鉄道建設の呼び水となり、また鉄道網の延長が入植村における生産物の大量輸送を可能にし、入植村がヨーロッパ市場と結びつけられる中で起こってきた地価上昇、投機的土地売買と密接な関係におかれていた。次にこの点についてみていこう。

(注1) Bandini, M., *Cento Anni Di Storia Agraria Italiana*, Rome, Edizioni Cinque Lune, 1957. (富山和夫訳『イタリア農業百年史』, 農林水産業生産性向上会議発行, 1959年, 89~93ページ)。

(注2) Scobie, J., *Revolution on the Pampas*, Austin, Univ. of Texas Press, 1964, p. 29.

(注3) もちろん准州のように19世末以降本格的な移民受入を開始し、増加率でいえばサンタフェ州を上まわるものもあるが、これは1895年の人口そのものが少ないことの結果として増加率が高くなっているのである。

(注4) Ortiz, R. M., *Valor Económico de los Puertos Argentinos*, Bs. As., Editorial Losada, 1943, p. 23.

(注5) この間の鉄道建設の様子については、拙稿「アルゼンチンにおける鉄道業の展開——1850年代から第一次大戦前までを対象として——」(アジア経済研究所所内資料, 調査研究部, No. 45-8, 岡部研究会, No. 1, 1~55ページ)を参照。

(注6) スペインからの独立によりアルゼンチンに返された土地所有権の帰属が国か州かについては長い間論争が続いた。1853年憲法において州内にある公有地は州有, 准州内のそれは国有と規定されて論争に一応の終止符が打たれた(第64条第14, 16項, 104条)。(Fienup, and others, *op. cit.*, pp. 297~298. Alberdi, *Bases*, pp. 232, 245.)

(注7) Jefferson, *op. cit.*, p. 160.

(注8) もちろん自分で渡航費を支払ってやってくる場合もあった。またアルゼンチン経済が好況の波に乗っていた1890年直前には政府が渡航費を支出した例もあった(*Ibid.*, p. 180.)。

(注9) *Ibid.*, pp. 60, 118~119.

(注10) 同期間における国全体の耕地面積拡大率は8倍, サンタフェ州のそれは27倍, エントレリオス, コルドバ両州はそれぞれ13倍, 9倍に上っている。Fuchs, J., *Argentina: su desarrollo capitalista*, Bs. As., Editorial Caltago, 1965, pp. 51, 59, 60.

(注11) この地域には今日なお事実上封建的な生産関係が存続しているとする説もあるくらいである。(Inter-American Committee for Agricultural Development Land Tenure Conditions and Socio-Economic Development of the Agricultural Sector, Washington, D. C., Pan American Union, 1965, pp. 3~4)。

(注12) Jefferson, *op. cit.*, p. 167.

(注13) 1850年代初め2700ヘクタールが10ボリビアンであったわけだから、10年間のうちに額面では少なくとも6000倍ほどになったことになる。

(注14) Jefferson, *op. cit.*, p. 55. ロサリオ~コルドバ間の鉄道建設に際してもセントラル・アルゼンチン鉄道会社に対し、コルドバ, サンタフェ両州から合計3500平方キロメートル近くの土地が無償譲与された(Scalabrini Ortiz, R., *Historia de los Ferrocarriles Argentinos*, Bs. As., Devenir, 1958, p. 128)。

IV 後期移民

----- 地主・小作関係の展開 -----

入植村における農業生産の発展は、その耕作地のみでなく周辺未開地の土地生産性見込みをも高めるところとなった。この点に関連してもう一つ重要な要因となったのは冷凍肉製造法の発明であった。アルゼンチンから輸出される牧畜産品は従来から皮革, 獣脂が中心で、食肉輸出は1870年代までごく少額であった(注1)。食肉輸出の障害となったのは地理的条件であり、食肉を生肉に近い形でヨーロッパへ輸出することは当時の輸送技術の下では不可能であった。そこで考案されたのが乾肉(tasajo)であったが、これは品質上の欠点が障害となってヨーロッパへの輸出はふるわず(注2)、主としてブラジルをはじめとする近隣諸国へ輸出されて奴隷の常食となっていた。しかしそれも

1888年ブラジルの奴隷解放などの影響で以後減少していった(第12表)。

こうした状況の下で牧場主たちは生肉を生肉らしく保存する手法の発明を待ち望んでおりその研究のために政府の助成措置が設けられたりした。アルゼンチンのみでなく他の畜産品輸出国、さらには輸入国においてもその要求はかなり強いものであった。こうして世界的に研究が進められていく中でアメリカ合衆国からの冷凍肉輸出は1860年代に実現した(注3)。しかしながら南半球からの輸出が実現するまでにはかなりの歳月が必要であった。フランス人 Tellier の指導の下、冷凍船がはじめてブエノスアイレス港に到着したのは1876年であった。その後大土地所有者たちの研究投資もあり、ヨーロッパへの冷凍肉輸送は1880年頃実現の運びになった(注4)。しかしここで重大な問題となったのはその経済性であり、品質、コストの点で他の食肉輸出国との競争に耐えうるだけの実力を、この段階のアルゼンチンはいまだ十分備えるまでに至っておらず、そのため、一方で家畜の品種改良が進められると同時に、他方で冷凍工場設立のための積極的な外資導入策がとられた。その結果冷凍肉輸出は増加し、19世紀末には輸出量において乾肉輸出を上まわるまでになった(第12表)。

冷凍肉輸出の実現は牧畜業に新たな経済的魅力を与えるところとなり、牧場経営を目的とする土地拡大化の動きとなって現われた。その対象となったのは、すでに入植が進んでいたパンパ地域に加えて、1880年、ロカ将軍の原住民征服戦以後新たにフロンティアになったラパンパ州およびパタゴニア地方(注5)などであった。その拡大は未開の国有地の購入やすでに開発の進んだ地域の土地買占めなどを通して行なわれた。資料上の制約に

第12表 アルゼンチンにおける主要な食肉輸出
(単位: toneladas)*

年次	乾肉(tasajo)	冷凍牛肉	冷凍羊肉
1890年	43,481	663	20,414
1895	55,089	1,587	41,882
1899	19,164	9,079	56,627
1900	16,449	24,590	56,412
1901	24,296	44,904	63,013
1902	22,305	70,018	80,073
1903	12,991	81,520	78,149
1904	11,726	97,744	88,616
1905	25,288	152,857	78,351

(出所) Giberti, H. C. E., *Historia Económica de la Ganadería Argentina*, Bs. As., Solar, 1970, p. 184 (第1版は1954)。

(注) * 1 tonelada=0.918800 メトリックトン (Ernesto Tornquist & Co., Ltd., *op. cit.*, p. 327)。

第13表 全耕地面積に占める50ヘクタール以下農場の割合(%)

年次	州名	ブエノスアイレス	サンタフェ	コルドバ
1901年		43	37	33
1906		45	38	35
1908		39.5	34.5	34.5
1914		36.8	30.5	35

(出所) Fuchs, *op. cit.*, pp. 36, 50, 56.

よりこの間の様子を数値で確定することはできないが、50ヘクタール以下の農場が全耕地面積に占める割合は第13表に示されている。これをみると、1901年から1914年の13年間に、ブエノスアイレス、サンタフェ両州では6~7%減少しているのに対し、コルドバ州は2%増加している。前述のようにブエノスアイレス州は19世紀中葉以降の移民受入以前から牧畜業を中心にかなり開発されており、サンタフェ州も植民政策により入植が急速に進展した。それに比べ、コルドバ州の場合は前2州ほどには開発が進展していなかった。このように考えると、フロンティアの存在が土地集中過程における零細な土地所有の吸収を緩和したのではないかと推測される。

それでは次に土地集中化の促進剤になったともいえる土地売買についてみていこう。注目しなけ

ればならないのは土地会社の動きである。手元にある資料ではアルゼンチンにおける土地会社の全貌はつかめないで、イギリス系土地会社についてみていくことにしたい。Jack Colin Crossleyの論文(注6)から主要なイギリス系土地会社と思われるものを抜き出して設立年次別に整理してみると、1880年代以降その数が増加していることがわかる(第14表)。しかも1870年代までに設立された会社のうち、1社はセントラル・アルゼンチン鉄道会社の関連会社、セントラル・アルゼンチン土地会社であり、また他の2社も当初の設立目的が牧畜経営であったことなどを考慮すると、土地売買を主たる目的とする土地会社の設立はほぼ1880年代に本格的になったとみてよいであろう。土地会社の地域的分布については会社数が少なく十分な資料となりえないが、しいていうならばパンパ地域を中心に南部のパタゴニア、北部のチャコ地方など広大な新開地が存在する地域に集まる傾向にあったように思われる(注7)。

次に20世紀初葉における土地売買の様子についてみたのが第15表である。それをみると、1900年以降売買面積は急増し1910年頃をピークにその後は減少している。1ヘクタール当りの地価を算定してみると、1900年以降いくつかの山を描きながらもトレンドとしてはかなり急速に上昇していることがわかる。

こうした地価上昇の中で土地を購入するにはかなり多額のまとまった資金が必要であり、それはいうまでもなく下層農およびヨーロッパから流入する移民の手が届く範囲の額ではなかった。土地購入者になったのはすでにかなり広大な土地を所有し農牧畜業経営の規模拡大化を意図する大土地所有者であった。土地集中化の波はパタゴニアなど新開地にも押し寄せ、国家政府の基本的植民方

第14表 主要なイギリス系土地会社の設立数

設立年次	1860-59	1870-79	1880-89	1890-99	1900-09	1910-19	合計
設立数	2	2	14	2	8	6	34

(出所) Crossley, *op. cit.*, pp. 465~466 より作成。

第15表 アルゼンチンにおける土地売却面積と価額(1901~1915年)

年次	売却面積(ha)	代金(ペソ)	ha当りの地価(ペソ)
1901	3,196,381	54,305,594	17.0
1902	6,361,761	91,534,774	14.4
1903	8,279,329	106,596,315	12.9
1904	11,438,305	142,916,895	12.5
1905	16,290,947	232,623,513	14.3
1901~05	45,566,723	627,986,091	13.8
1906	10,705,205	205,655,306	19.1
1907	7,163,435	177,336,976	24.8
1908	7,286,899	215,794,935	29.6
1909	8,572,387	264,510,000	30.9
1910	13,701,934	359,025,595	26.2
1906~10	47,619,860	1,222,224,712	25.7
1911	11,149,253	396,837,383	35.6
1912	8,559,248	372,295,585	40.3
1913	6,636,237	298,932,633	45.0
1914	5,672,510	232,756,195	41.0
1915	5,960,534	220,184,820	36.9
1911~15	37,977,782	1,521,006,616	40.0
1916~18	18,432,666	918,338,620	49.8

(出所) Fuchs, *op. cit.*, p. 77. ただし1916~18年は Ernesto Tornquist & Co., Ltd., *op. cit.*, p. 240.

(注) ヘクタール地価は引用者の算定。

針である自作農創設を骨抜きにしていた(注8)。

こうした中で土地所有者になれない者の数は増加し、かれらは小作人や農業労働者として農村にとどまることになった。第16表はパンパ州の農業部門における自作・小作の比率を示したものである。開発の古さ、人植の進展度により各州間でかなりの相違がみられるが、19世紀末葉以降自作農の占める比率が一様に低下していることがわかる。

第16表 自小作別農場数割合 (%)

州名	1888	1895	1898	1900	1908
ブエノスアイレス州 dueños または propietarios (土地所有者) arrendatarios	40.3			39.98	26.2
				51.52	71.8
medieros	59.7			8.50	12.0
コルドバ州				71.3	39.25
				13.0	36.35
				15.7	24.40
propietarios				34.3	
arrendatarios				51.5	
medieros				14.2	
サンタフェ州				39.31	
				41.89	
				18.80	
propietarios	49.2				
arrendatarios	37.1				
medieros	13.7				
エントリオス州				61.5	
				25.7	
				12.8	
propietarios	70.0				
arrendatarios	20.5				
medieros	9.5				

(出所) Fuchs, *op. cit.*, pp. 73~75.

次に小作契約について若干触れておきたい。多くの場合契約は口頭で行なわれ、小作料、作付作物、契約期間などがその主たる内容であった。まず小作料についてであるが、20世紀初頭においてふつうの場合収穫の8分の1程度であったといわれている^(注9)。しかしながらヨーロッパから大量に流入する移民が小作契約に加わるにより小作人間に競合関係が発生し、その結果小作料は収穫物の8分の1以上に引き上げられ、50%近くになることもまれではなかった^(注10)。

次いで作付作物の指定について。穀作地帯においては短期間に最大限の収益をあげるべく商品価値の高い穀物の単一的栽培が指定され、貸付地内における牧草植付面積は自家用家畜の飼育に必要な最少限の広さに限定された^(注11)。また牧畜業の場合は、購入したフロンティアの開発や地力回復の観点から小作契約期間のうち最初何年間かを穀物

栽培、契約終了年次にアルファルファ(牧草)の植付を指定した。そして小作契約終了と同時に小作人を追い出して牧草地で家畜の飼育を始める例が多かった。

契約期間は1~2年から5~6年にわたっており、前述の牧場主との契約の場合は普通5年であったが、たとえ契約期間内でも借地が売却に付されれば小作人は即座に土地を追われることになっていた。しかも契約更新の例は少なく小作人にとってはかなり不安定な契約であったため、長期的見通しに立った生産活動を行なうことはむずかしく、灌漑の整備、農地改良、農業の機械化などはほとんど未着手の状態であった。契約期間終了とともにその土地を離れなければならない多くの小作人が長期的見通しの下に生産性を高めるよりも短期間に収益の回収できる方法を選ぶのは当然であり、自らが住む住居の手入れさえ十分には行なわなかった。

さて、小作人の形態は第16表にみるように arrendatario と mediero の二つに分けられている。arrendatario は農具、家畜を所有し、ときには小地片の土地を所有していた。ある程度資金を蓄えている者もあり、経営面積拡大のため資金稼ぎを目的としたり、再小作に出して小作料の差額をえる場合もあった。これに対し mediero は生産手段をもたず、豊作が続けば arrendatario になったり、都市に出て個人業を営む者もいた。小作人以外に移動労働者の名で呼ばれる農業労働者がいる。経済的地位は mediero の下で、多くの場合収穫時期に一時的労働力の提供を行なう。ヨーロッパの農閑期を利用してイタリア、スペインからやってきて収穫終了とともにヨーロッパに帰るという短期出稼型のものが多く、通称つばめ(golondrina)と呼ばれる。こうした短期出稼型移民が増加した

第17表 移民の就業別構成
(1890~1909年平均)

部 門	就業者数 (人)	その割合 (%)	無職を除 いた割合 (%)
第1次産業	454,856	47.8	59.5
建設業	11,240	1.2	1.5
被服業	7,948	0.8	1.1
食料品加工業	1,710	0.2	0.2
その他の製造業	5,298	0.6	0.7
商工業	2,534	0.3	0.4
個人的サービス業	4,348	0.5	0.6
輸送・通信業	1,035	0.1	0.2
自由業*	544	0.1	0.1
日雇い	274,145	28.9	35.6
無職	185,061	19.4	—
その他	592	0.1	0.1
合 計	949,311	100.0	100.0

(出所) Alsina, J., *La Inmigración en el Primer Siglo de la Independencia*, Bs. As., 1910, pp. 36~38 より作成。職業分類は若干の修正を加えた。自由業は Profesiones Sanitarias (保健衛生業), Profesiones de Bellas Artes (美術業), Profesiones Científicas (教育研究), Profesiones liberales (自由業) を合わせたもの。Personal de fatiga は日雇労働、無職、その他に細分類した。

のは19世紀末葉頃からであると考えられ、それは農業生産における移民の経済的地位低下の一指標として受けとめるべきであろう。

以上述べてきた土地の投機的売買と土地集中化、その中で展開された小作形態は、アルゼンチン農業の近代化を阻むと同時に、ヨーロッパから流入する移民が新たに土地所有者になる道を塞いでしまった。そして入植によりすでに小土地所有者になっていた移民は所有地拡大の望みを失い、大土地所有下の農牧業生産に対抗できない場合には土地を売払って小作人に転落したりした。第17表はアルゼンチンにおける移民の就業構成を示したものであるが、1890年から1909年の平均値で第1次産業部門のそれは6割を割っている。また第2、第3次産業部門においては建設業、被服業を除いて他に1%を越える業種はなく、半日雇が35%を占めている。これは農牧業から排出された労

働力を十分吸収しうる産業がまだまだ育っていないことを物語るものであろう(注12)。

(注1) Ferns, H. S., *Britain and Argentine in the Nineteenth Century*, Oxford, Clarendon Press, 1960, p. 494.

(注2) 1860年から1880年にかけてのアルゼンチンの食肉輸出はイギリス全輸入量の0.5%にも及ばなかった。乾肉に対するヨーロッパ人の反応を端的に示すものとして、「24時間何かに浸しその後12時間煮続けてもなお上質の白皮革程にしか口にあわない」というのがある。(Hanson, S. G., *Argentine Meat and British Market*, Calif., Stanford Univ. Press, 1938, p. 29.)

(注3) 当時アメリカはヨーロッパへの主たる食肉供給国であった(Hanson, *op. cit.*, pp. 41, 71.)。

(注4) *Ibid.*, p. 48.

(注5) これは「砂漠の征服」と呼ばれ、ネグロ河以南のパタゴニア地方、そしてチャコ、ミンオネスなどの北部諸州が国有地に加えられた。その面積は40万平方キロメートルに上ったといわれている(Giberti, *op. cit.*, p. 157.)。

(注6) “La contribution britannique à la colonisation et au développement agricole en Argentine étude préliminaire,” in *Les Problèmes Agraires des Amériques Latines*, ed. Monbeig, M. & M. Chevalier, Paris, Centre National de la Recherche Scientifique, 1967, pp. 441~466.

(注7) *Ibid.*, pp. 465~466.

(注8) たとえば1888年11月、公有地の購入面積を1人あたり100エーカーに限定したり、ネグロ河以南の入植にあたり5年間の牧畜経営後1家族あたり1500エーカーの土地所有権を与えるなどして、土地所有の集中化を阻止しようとした。しかしながら名義をいくつも用いるとか入植者から安く買取るなどして、土地会社、大土地所有者の下への土地集中が進んだ。

(注9) Jefferson, *op. cit.*, p. 168, Scobie, *op. cit.*, p. 84, Fuchs, *op. cit.*, p. 58. ときには鉄道駅までの輸送を義務づけられることもあった。

(注10) Scobie, *op. cit.*, p. 59. 小作料の支払形態については地域別、作物別差異が大きい(Fuchs, *op. cit.*, p. 220.)。

(注11) Scobie, *op. cit.*, p. 60.

(注12) 1912年以降アルゼンチンにおける失業率は

次のとおり。

1912年	5.1%	1915年	14.5%
1913	6.7	1916	17.7
1914	13.7	1917	19.4

(出所) Ernesto Tornquist & Co., Ltd., *op. cit.*, p. 21.

V おわりに

以上、19世紀中葉から第1次大戦前までの移民流入をアルゼンチン経済、とくに農牧業との関連においてみてきた。初期移民の受入には大きく分けて二つの形態がある。第1はサンタフェ州に代表されるように、フロンティア開拓のため一定の条件付きで土地所有権を与え、自作農として入植村の開発にあたらせるもの、第2は未開地ではなく19世紀中葉以前から開発が進められていた地域への移民流入である。後者の場合には土地所有権を与えられる例は少なく、すでに定着している土地所有制度の下に労働力提供者として吸収されていった。パンパ地域でもブエノスアイレス州は第2の形態に近いと考えられる。

ところで、アルバルディの植民論にみたような初期における移民受入政策との関連でこの2形態の併存を考えると、アルバルディが移民問題を一般的に農牧業を軸としたアルゼンチン経済開発のための労働力供給として、さらには文化的生活の伝達者として位置づけたことの意味をもう少し細かくみていかなければならないことになる。かれにおいては、明示的ではないにせよ、フロンティアへの入植と、開発の歴史が古い地域への移民流入とは一応区別して考えられており、植民論の主たる課題はフロンティアへの入植であったと考えられる。このことは、すでに定着している土地所有制度に実質的に関与するところなく、公有地であるフロンティアにのみ自作農創設の方針を提示する結果となって現われた。したがって各地

域における移民受入条件の相違を、州と国家、また各州間の政策の違いとして単に政治問題に終わらせるのではなく、その受入措置に現われた地域的相違の経済的意味を問う必要がある。そうした観点で眺めるとき、法律上は自作農創設が提示されながらも投機的土地売買の過程で土地集中化傾向が現われ、初期移民の段階における自作農創設の方向が19世紀末葉以降大土地所有の拡大化へと転換していく契機が非常に重要となってくる。

そして転換の契機について次のように考えられるのではないだろうか。初期移民がフロンティア入植の後自作農になりえたのは、この時期アメリカ合衆国が依然としてかなりの移民を吸収していたこと、またアルゼンチンへの主たる移民の供給国であるイタリアなどからの移民流出総数がそう大きくなかったこと^(註1)によるものであり、さらにこれに加えて、アルゼンチン経済、そして入植地であるフロンティアの移民吸引力があまりに弱く、土地所有権を与えることなしに入植村を建設することは不可能に近い状態であったことの結果として実現しえたといえるのではなからうか。しかもこの時期においてはまだ食肉冷凍技術の発明もなく国内輸送網も未発達で従来までの牧場経営を急速に拡大させる必然性に欠けていたため、大土地所有制度がフロンティアにまで拡大される素地が育っていなかったと考えられる。したがってこの間のアルゼンチンにおける土地所有形態を単純化して対置させるとすれば、フロンティアにおける農業中心の小規模自作農と、すでに開発の進んだ地域における大土地所有とが互に関係するところ少なくして併存していたということになる。そしてこの併存状態にも、フロンティア開発の進展、冷凍肉輸出の実現、国内外の輸送手段の発展の過程で一つの終止符が打たれることにな

第18表 アルゼンチンの非農業部門 (1913年)

部 門	事 業 所 数	資 本 金 (ペソ)	生 産 額 (ペソ)	雇 用 者 数
食 料	18,983	763,722,611	990,469,357	134,842
衣 料	7,081	100,178,372	160,326,029	57,764
建 設	8,582	216,182,262	229,635,785	87,317
家具, 輸送, 同種産業	4,441	62,638,495	87,057,936	29,007
美 術, 装 飾, 彫 刻	996	14,546,326	16,120,829	4,297
治 金	3,275	107,620,033	94,295,757	29,327
化 学 製 品	567	38,012,648	56,302,769	9,986
グラフィックアート	1,439	32,982,317	39,662,415	13,286
織 維	2,458	34,423,149	40,246,161	15,560
そ の 他	957	417,306,082	147,672,672	28,815
合 計	48,779	1,787,662,295	1,861,789,710	410,201

(出所) Ernesto Tornquist & Co., Ltd., *op. cit.*, p. 37.

り、19世紀末以降土地売買が盛んに行なわれる中で、土地所有拡大の動きがフロンティアにまでおよび、そこにおける自作農創設の道は狭まっていた。すなわち初期移民の段階では地域的差異として現われた二つの受入形態が、フロンティア入植においては19世紀末を境に時期的差異として現われてきたということなのである。

このことは流入してくる移民の上にも反映し、小作人、農業労働者として農村にとどまる者のほかに都市に滞留する移民の数を増すことになった。そしてこの都市滞留者のかなりの部分が日雇いという不安定な就業状態にあったことは前述のとおりである。こうした中で発生した都市問題は、アルゼンチンが19世紀中葉において農牧業を中心とする経済構造の建設にとりかかって以来最初に迎えた課題であったといえよう。農牧業中心の経済構造は農村からはき出された労働力を十分吸収する他の産業分野をもたず、先進工業国における農村から都市への人口流出が工業部門の労働力吸収によって発生したのと好対照をなしている。最後に、この時期のアルゼンチン経済構造の特色を端的に物語っていると思われる第18表を掲げておこう。非農業部門における中心産業が食料部門であるということは、非農業部門においても

農業部門への従属的性格が濃厚であることを示しているのではなからうか。

(注1) Bandini, *op. cit.* 邦訳, 91ページ, 第6表。

(調査研究部)